

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

●マニング指揮官(警察長官)は、1月13日に新型コロナウイルス感染防止のための各種規制を刷新したことについては既に18日付メールでご案内したとおりですが、今般、これらの規制が National Control Centre (NCC) のホームページに掲載されました。皆様におかれましては、適宜 NCC のホームページもしくは当館のホームページをご覧ください、最新の情報をお確かめください。

なお、また、NCC ホームページには、新型コロナウイルスの影響下における「新たな生活様式」(Nipela Pasin)を取り纏めているところ、併せてこの機会にご覧頂きたく存じます。

NCC HP: <https://covid19.info.gov.pg/>

当館 HP: https://www.png.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00048.html

“Niupela Pasin”ガイドライン: <https://www.who.int/papuanewguinea/internal-publications-detail/niupela-pasin>

●なお、新しく発表された規制については、新型コロナウイルスを巡る国際社会の状況などを踏まえ、今後も更新されていく予定ものと承知しています。パプアニューギニアへの渡航を検討されている方におかれましては関連ウェブサイトをご確認の上、最新の情報を必ず入手していただきますよう、ご留意願います。取り急ぎ、18日付メールでご案内した新たな国際移動に関する規制 No.2について、1月15日以降に発行された入国免除は許可日から90日間有効(注:期間内であれば旅程の変更が可能であり、再度申請する必要はない模様です)であり(パラ6)、保健次官の助言により指揮官が PNG 入国の渡航に関して一定の留保が付される可能性に言及がありますが、1月13日に新たな規制が発表された後に入国許可が付与された例がありますので、PNG への渡航をお考えの方は規制 No.2.に従って入国許可申請を行って下さい。

(注1) 申請に必要な書類(規制 No.2の別表5ご参照)

- Cover letter
- International Air Passenger Travel Form(I-APTF)
- Passport Biodata Page (顔写真のページ)
- Work Permit (就労許可証:該当する場合)
- Visa (査証:該当する場合)
- Home quarantine request (自宅隔離申請を行う場合)

(注2) 渡航に際して空港会社のチェックイン・カウンターに必要な書類(規制 No.2の別表6ご参照)

- PCR 陰性証明
- I-APTF 入国許可証
- e-Health Declaration Form のバーコード (<https://www.pnghdf.info> をご参照願います。)

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状(発熱、咳、呼吸困難等)がある場合、ホットライン(1800-200)に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話: 3211800

国外からは(国番号 675) 321-1800

E-mail: <mailto:sceoj@pm.mofa.go.jp>

ファックス: 323-0153

国外からは(国番号 675) 323-0153